令和2年度 第1回伊勢市総合教育会議 会議録

- ◆日時 令和3年1月14日(木) 午後7時00分~7時30分
- ◆会場 小俣総合支所 3階 大研修室

◆出席者

伊勢市長

北村 陽 様(教育長)

鍋島 健二 様 (教育長職務代理者)

中村 孝史 様 (教育委員)

駒田 聡子 様(教育委員)

中西 康裕 様(教育委員)

※永井 正高 様(教育委員)は、欠席

◆出席職員

≪情報戦略局≫

情報戦略局長、次長、企画調整課長、企画調整係長

≪教育委員会事務局≫

事務部長、学校教育部長、教育総務課長、学校統合推進室長、学校教育課長、社会教育課長、スポーツ課長、文化振興課長、教育研究所長、学校統合推進室副参事、学校教育課副参事、教育研究所副参事、教育総務課総務係長

◆内容

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 協議事項
 - (1)「伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱」の改定について
 - (2) 文化振興課所管業務の市長部局への移管について
- 4 その他
- 5 閉会

【事務局】

皆さん、こんばんは。定刻となりましたので、ただ今から令和2年度第1回 伊勢市総合教育会議を開催させていただきます。会議に入るまでの間、司会を 務めさせていただきます、情報戦略局長の浦井と申します。どうぞよろしくお 願いします。

本日の会議にあたりましては、永井委員が欠席となっておりますので、本日は6名の方にご出席していただいております。誠にありがとうございます。

また、コロナ禍での会議ということでございますので、入室の際には検温、 消毒のご協力をいただきまして誠にありがとうございます。本日の会議におき ましても、大変申し訳ございませんけども、マスク着用にてご発言いただきま す様にお願いいたします。

それでは事項書に従いまして、進めさせていただきます。市長の方からご挨拶をお願いいたします。

【市 長】

皆さんこんばんは。本日は、大変お忙しい中、総合教育会議にご出席いただき、ありがとうございます。また、先日は成人式の開催にあたりまして、かなり長時間にわたりましたけれども、ご出席していただきまして、誠にありがとうございました。

昨年は、新型コロナで大きく変化した年ではございましたけれども、特に2月の末に、安倍前総理から、全校学校を休みにと大号令がありまして、あれからスイッチが入って、間もなく1年が経とうとする、そういった中でも休校措置であったり、様々な行事の対応、こういった所に大変ご苦労を掛けた状況でござきます。

また、GIGA スクール構想につきましても、一足飛びというか、何足飛びか一気に、子供たちにタブレットを渡して、これから進めていくという事でございますけれども、こういった点についても、学習環境を充実していくために、漏れのないように、きめ細やかな対応をしていく事が必要であろうかと思っております。

後、今日は実は健康福祉の関連になりますけれども、児童発達支援センターのおおぞら児童園の竣工式がありまして、一応伊勢学園さんの足元位になるんですけれども、新しくオープンして今回は、伊勢・鳥羽・志摩・度会・南伊勢・玉城・大紀町の3市4町の共同運営といった形で進めていく内容になりまして、当市といたしましても、特に、専門職の言語聴覚士さんとか、作業療法士さんとか、なかなか人手が少ない部分なんですけれども、そういった方々も採用し

て、今回運営を開始するという事で、子供たちが、皆さんが健やかに育つよう に我々も努力をしていきたいと思っています。

本日は、「伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱の改定」、二つ目に「文化振興課の所管業務の市長部局への移管」についてご協議をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、この後は協議事項に入らせていただきます。会議に移らせていただきますので、この後の進行は市長、よろしくお願いいたします。

【市 長】

それでは事項書「3 協議事項」の「伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱の改定について」事務局から説明お願いいたします。

【企画調整課長】

総合教育会議の庶務を担当いたします、企画調整課長の奥野でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。座って失礼します。

現行の伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱につきましては、第2期、伊勢市教育振興基本計画と同じく、令和3年度までの計画期間となっており、次の教育大綱を策定する必要がございます。

本日の会議では、教育大綱の位置付け、法的な根拠や定義、現時点における 次年度の策定スケジュール案などをお示しし、令和3年度におきまして、策定 方針の検討、現計画の進捗等の定義などを行う事のご理解をいただきますと共 に、現時点での教育大綱についての、お考え等がございましたらご意見をいた だこうこうとするものでございます。

それでは、資料 1-1 をご覧ください。教育大綱の法的な根拠としましては、 1 ページの 1、法律根拠に記載のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する 法律第 1 条の 3 となっております。

第1条の3の第1項としましては、地方公共団体の長は、教育基本法第17条 第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公 共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大 綱」という。)を定めるものとする。となっております。

続きまして、第2項では 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとなっております。

続きまして、一番下にあります、6の教育振興基本計画との関係でございます。 こちらにつきましては、既に地方公共団体が教育振興基本計画を定めている場 合は、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、 当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定す る必要はないという事で、文部科学省通知がなされておりますが、本市の現状 としましては、「第2期伊勢市教育振興基本計画」と協調しながら、別途、「伊 勢市教育大綱」を策定しており、次期においても、同様に、別途大綱を策定す る方針で考えております。

裏面の2ページをご覧いただけますでしょうか。

「教育大綱」と「教育振興基本計画」との違いを対比した表をお示ししております。

「策定主体」としては、教育大綱については、首長が総合教育会議で教育委員会と協議のうえ策定するものであり、また、「教育振興基本計画」については、地方公共団体ということで、本市においては、伊勢市教育委員会が策定しております。

「計画期間」はご覧のとおりとなっておりますが、本市の場合、「教育大綱」、 「第2期伊勢市教育振興基本計画」とも5年間の計画期間となっております。

中段以降には、教育大綱に関する文部科学省の考え方を記載しており、(1) 大綱の定義でございますが、①として、「大綱は、地方公共団体の教育、学術 及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる 方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているもの ではないこと。」となっております。また、②として、「大綱は教育基本法に 基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定め ることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、 地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するもの。」とされてお ります。

続きまして、資料1-2をご覧ください。

こちらは、平成29年度から令和3年度までを対象期間として策定した現行の「伊勢市教育大綱」でございます。

2ページをご覧ください。基本理念としては、「郷土を愛し、夢と意欲を持ち未来を切り拓く人づくり」とし、4ページにかけて、8つの基本目標を定めております。

次に、資料1-3をご覧ください。

「教育大綱」とともに、協調しながら進めていく「教育振興基本計画」の策定スケジュールも併せてお示ししています。それぞれ、令和3年度、4月から5月にかけまして、まずは策定準備ということで、策定方針の検討、現計画の進捗等整理、国・県の動向確認などを行う予定となっております。教育大綱に

ついては、その後、7月から10月にかけての総合教育会議での審議の後、議会への報告、パブリック・コメントを実施し、令和4年3月までの策定を目指すものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

【市 長】

只今、説明がございましたけれども、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

= 意見なし =

【市長】

新年度からかかるという事ですので、またその都度何か気になる点がありま したら、事務局までお問合せいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【市長】

ではこの事項については、以上とさせていただきます。次、2番目の「文化 振興課所管業務の市長部局への移管について」事務局から説明お願いします。

【企画調整課長】

資料2の方をご覧いただきたいと思います。

事前にお配りさせていただいた資料に誤りがありましたので、申し訳ございません。本日、資料2を机の方に置かせていただいておりまして、差し替えをお願いしたいと思います。

資料2の まずは、「1 経緯」でございます。

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成31年4月に施行されました。この法律の趣旨としましては、過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要であり、このために、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るものでございます。

この法改正により、「地方公共団体における文化財保護の事務は、教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できる」こととなりました。

なお、「文化財の保護の事務」を除く「文化に関する事務」については、すでに、平成20年より、条例により地方公共団体の長が担当することが可能とな

っております。

次に、「2 目的」でございます。

第3次総合計画(前期基本計画)では、本市固有の有形・無形の歴史的・文化的資産は、現在・未来に伝える貴重な"財産"であり、まちのイメージを作り、人を惹きつける魅力となっているものの、少子高齢化、生活様式の変化、価値観の多様化などにより、継承への不安の声も聞かれる状況であることから、歴史的・文化的資産の保存・継承、共有財産としての愛着と誇りを育む教育や啓発、観光をはじめとした様々な行政分野における活用をまちづくりの主要課題としています。

また、文化芸術については、生きがいづくりや地域活性化等、様々な行政分野の課題解決に対して活用していくことが期待されています。

このことから、歴史的・文化的資産の保存・継承及び文化芸術の振興と本市の活性化を相乗的に推進することを目的として、シティプロモーションや地域自治、観光等、様々な行政分野と総合的・一体的に取り組む体制を構築するため、市長部局への移管を行うものでございます。

次に、「3 範囲」でございますが、移管する事務の範囲については、地方 教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第3号「文化に関すること。」 及び第4号「文化財の保護に関すること。」として、現在、文化振興課が所管 する業務のすべてを対象とします。

最後に、「4 移管先」でございます。

移管先については、文化の振興にあたっては、市内外へ情報発信し、「知ることから愛着へ」「関心から価値の向上へ」を目指すことが肝要であり、シティプロモーションとの関係性が深いため、情報戦略局としております。

また、移管時期は令和3年4月1日を目途とし、調整を行ってまいりたいと 考えています。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

【市長】

只今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

【中西委員】

全体的には何の問題もなく賛成なんですが、今まで教育委員会の中にあったという事において、文化財というのは貴重な教育資産であるという事で、この移管によって子供たちが文化財とか伊勢の文化に触れる機会が減少することのないように、その辺り、教育資産としての活用をしっかりとまた明記したりで

すとか、目的として運用していただきたいというのが、教育的な立場からいう と希望ですので、よろしくお願いしたいと思います。

【市長】

ありがとうございます。おっしゃる通りと思いまして、シティプロモーションの関係であったり、また一番は最近、寺社仏閣の関係にしても非常に朽ちてくる物も沢山あったり、無形文化財についても、地域の担い手がいないとか、そういった問題もありますので、総合的に次世代に継承する事、教育に資するように努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【市長】

よろしいでしょうか。それでは、この事項につきましては以上といたします。 協議事項は以上となりますが、事務局からなにかありますでしょうか。

【企画調整課長】

本日のふたつめの協議事項『(2)文化振興課所管業務の市長部局への移管』につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条において、「教育委員会の意見を聞かなければならない」と規定されていることから、本日の説明、協議を踏まえまして、教育委員会としての意見書をとりまとめいただきたく存じます。

本日、追加で資料を配付しております教育長宛の市長通知文のとおり、明日、 通知をさせていただきますので、教育委員会にてご審議賜りますよう、よろし くお願い申し上げます。

また、事務的な事ですけれども、本日の会議の結果につきましては、地方教育行政への組織及び運営に関する法律第1条の4第7項にありますとおり遅滞なく公表することとなっておりますので、議事録を作成し市のホームページの方で公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【市長】

それでは、以上を持ちまして、総合教育会議を閉会させていただきます。誠 にありがとうございました。